

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可……………一
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………一
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………二
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- ………（同）…二
- 平成十九年東京都告示第百五十四号（再生利用指定の対象となる産業廃棄物）の一部改正……………二
- ………（環境局資源循環推進部計画課）…二
- 使用済小型電子機器等に係る産業廃棄物再生利用業の一般指定……………二
- ………（同）…二
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………三
- ………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…三
- 知事指定薬物の指定の失効……………三
- ………（福祉保健局健康安全全部業務課）…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………三
- ………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 港湾施設の開場時間の臨時変更……………三

### 公告

- ………（港湾局港湾経営部経営課）…五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
- ………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………六
- ………（同）…六

### 告示

●東京都告示第七百三十七号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
 平成二十七年十二月四日

- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 施行者の名称 中野区
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・百二十三号弥生町六丁目公園
  - 三 事業施行期間 平成二十七年十二月四日から平成三十一年三月三十一日まで
  - 四 事業地 取用の部分 中野区弥生町六丁目地内  
使用の部分 なし

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。  
 平成二十七年十二月四日

- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 日時 平成二十七年十二月十四日 午後二時三十分
  - 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
  - 三 被聴聞者
    - (一) 商号 株式会社アール・ホーム
    - (二) 代表者氏名 代表取締役 後藤 良治
    - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前六丁目二十五番八号
    - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八六二八九号
    - (五) 免許年月日 平成二十三年八月十一日

### ●東京都告示第七百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。  
 平成二十七年十二月四日

- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日 対象区域の地名地番
  - 北区王子四丁目三十一番九及び王子 平成二十七年十一月十三日  
五丁目一番三十九
  - 二 認定計画書の縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

### ●東京都告示第七百三十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

●東京都告示第七百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十七年十一月六日  
あきる野市測上字開戸上二百六十六番一及び同番八の各一部  
延長 二三・〇〇  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十七年九月二十日  
国立市中一丁目十七番六十九及び同番七十一  
延長 八・八四  
幅員 四・二〇

●東京都告示第七百四十二号

平成十九年東京都告示第五十四号(再生利用指定の対象となる産業廃棄物)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛添 要一

三の次に次のように加える。  
四 使用済小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定するものをいう。)

●東京都告示第七百四十三号

東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号。以下「規則」という。)第二十九条の三第一項の規定に基づき、使用済小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)に係る産業廃棄物再生輸送業の指定及び産業廃棄物再生活用業の指定の要件を次のとおり定め、それぞれの要件を全て満たす者を使用済小型電子機器等に係る産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者として指定する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛添 要一

第一 使用済小型電子機器等に係る産業廃棄物再生輸送業の指定の要件は、次のとおりとする。

- 一 法第十条第三項の認定を受けた者(「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業を東京都と共同で実施することを内容とする協定を東京都と締結した者に限る。以下「認定事業者」という。)又は認定事業者の委託を受けた者(認定事業者に係る再資源化事業計画(同条第一項に規定するものであって、法第十一条第一項の規定による変更又は同条第二項若しくは第三項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のものをいう。以下「認定計画」という。)において使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行う者として記載された者に限る。)であること。
- 二 使用済小型電子機器等について、次の(一)から(三)までに掲げる運搬のいずれかを業として行うこと。
- (一) 使用済小型電子機器等を排出する事業場から処分施設(使用済小型電子機器等の処分を行う施設(認定計画において当該処分を行う施設として記載されたものに限る。))をいう。以下同じ。))までの間の運搬
- (二) 使用済小型電子機器等を排出する事業場から積替保管施設(一)の運搬の途中で使用済小型電子機器等の積替え又は保管を行う施設(認定計画において当該積替え又は保管を行う施設として記載されたものに限る。))をいう。以下同じ。))までの間の運搬
- (三) 積替保管施設から処分施設までの間の運搬
- 三 認定計画に記載された法第十条第二項第五号に規定する再資源化事業の内容に従って使用済小型電子機器

等の収集又は運搬を行うこと。

第二 使用済小型電子機器等に係る産業廃棄物再生活用業の指定の要件は、次のとおりとする。

- 一 認定事業者又は認定事業者の委託を受けた者（認定計画において使用済小型電子機器等の処分を行う者として記載された者に限る。）であること。
- 二 認定計画に記載された法第十条第二項第五号に規定する再資源化事業の内容に従って使用済小型電子機器等の処分を行うこと。

●東京都告示第七百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 変更事項  
組合の地区に係る事項
- 二 変更内容  
組合の地区に茨城県つくば市を加える。
- 三 規約の変更の認可の年月日  
平成二十七年十一月十九日

●東京都告示第七百四十五号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三條第一項の規定により、知事指定

薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同條第二項の規定により告示する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 一ー(二・三ージヒドロベンゾフランー五ーイル)ーNーメチルプロパンーニーアミン  
(通称名五ーMAPDB)及びその塩類
- (二) 化学名 「二ー(四ーフルオロベンジル)ーHーインドールー三ーイル」(ナフタレンー一ーイル)メタノン(通称名FUBーJWHー〇一八)及びその塩類

(三) 化学名 Nー(四ーフルオロフェニル)ーNー「二ー(二ーフェネチル)ピペリジンー四ーイル」ブタナミド(通称名Pfl fluorobutyrylfentanyl)及びその塩類

(四) 化学名 Nー(一ーアミノー三ーメチルー一ーオキソブタンーニーイル)ー一ー(二ーフルオロベンジル)ー一ーHーインダゾルー三ーカルボキサミド(通称名ABーFUBINACA二ーfluorobenzylisomer)及びその塩類

二 失効の理由  
当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二

十七年厚生労働省令第六十四号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日  
平成二十七年十二月五日

四 罰則の適用  
この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百四十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

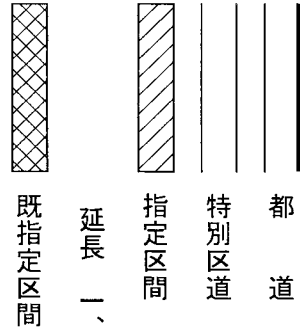
- 一 路線名  
都道瀬田貫井線
- 二 指定する区間  
杉並区阿佐谷南一丁目七百二十一番四地先から同区本天沼一丁目百九十八番三地先まで
- 三 指定の概要  
別図表示のとおり

別図

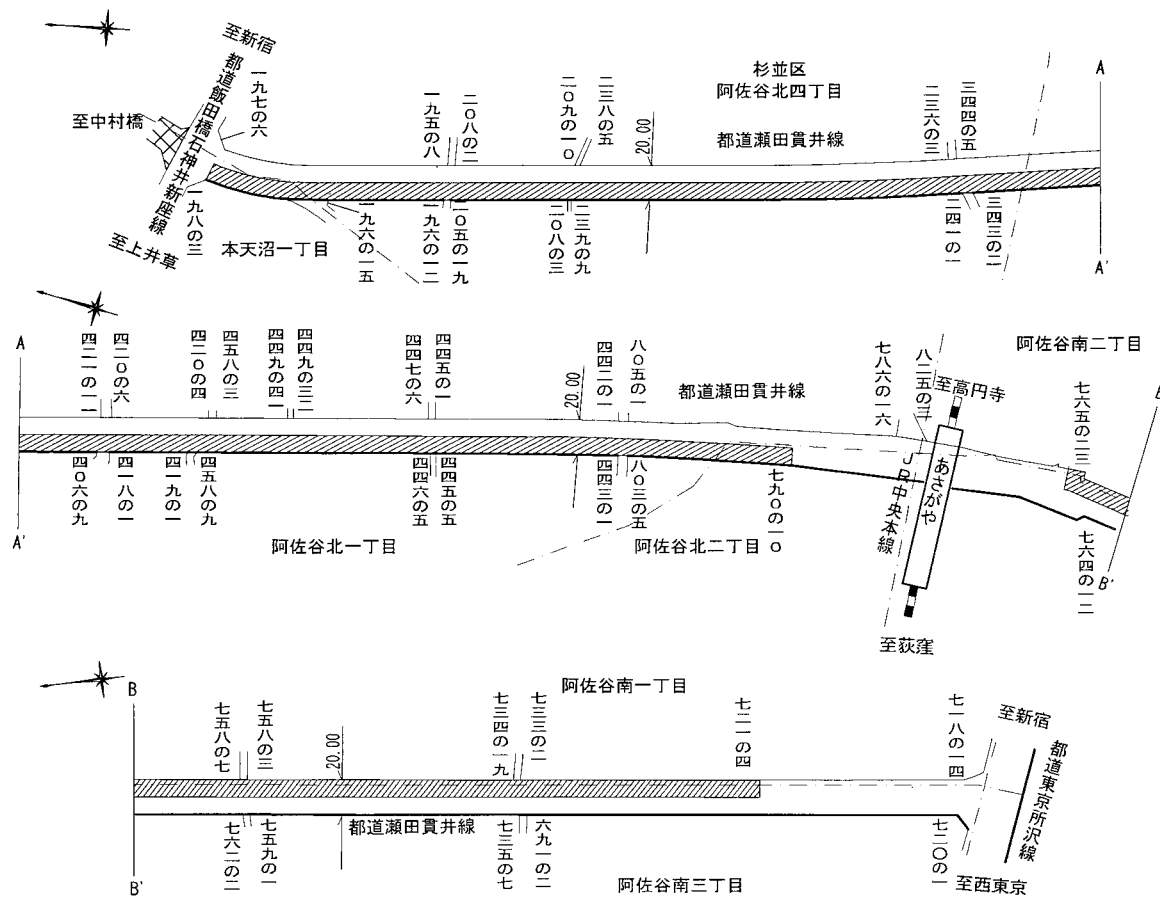
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道瀬田貫井線

杉並区阿佐谷南一丁目〜本天沼一丁目

(電線共同溝予定名称) 瀬田貫井・三号



延長 一、四〇四・六一メートル



●東京都告示第七百四十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)

二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設

三 開場日時 平成二十七年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで  
平成二十八年一月一日午前零時から午後六時まで  
(通常午前十時から午後六時まで)

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CICI治療情報コム

三 代表者の氏名

桜庭 直美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区東麻布二丁目五番一号 麻布イースト

五 定款に記載された目的

この法人は、がん・難病に関する患者向けの治療情報のホームページの作成・発信、それに付随した医療情報の調査研究、情報収集、研究助成、啓発等に関する事業を行い、日本の医療情報の活性化、医学薬学の発展と向上に参画し、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンネットワーク・ジャパン

三 代表者の氏名

森田 千史、川渕 恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座一丁目十五番七号 マック銀座ビル

三〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、自然環境全般、社会教育全般、農山漁村都市国際全般に対して専門知識と豊かな経験を有する会員相互の協力により、自然的、歴史的、文化的な環境を永続的に保護継承しながら各地域の保全、振興や相互の交流を図り不特定多数の市民・団体などを対象に協力、支援または助言を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人心のおしゃべり音楽工房

三 代表者の氏名

中井 深雪

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区弦巻二丁目十二番二十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者、高齢者の発達支援やコミュニケーション能力の維持・改善・向上、介護者の支援のため、また、広く一般市民を対象として、音楽を媒介に、人々の心身のリラクセス、生活機能の維持・改善・向上のために療法的音楽活動を行い、これをもって社会福祉の向上に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グローバルユースマーケティング

三 代表者の氏名

山田 茉鈴

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区瀬田一丁目十六番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、日本の文化

・芸術・サービス・商品等の世界各国への普及並びに調査・研究及びその支援に関する事業、日本及び世界各国の文化・流行等についての調査・研究に関する事業を行い、日本の文化・サービス等を諸外国に積極的に発信し、経済の活性化や各国相互の交流の促進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バレエボール・ライフプレゼンツ

三 代表者の氏名

高木 貴子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田五丁目二番十一号 セイキ第二ビル六F

五 定款に記載された目的

われわれは、バレエボール等スポーツ活動に係る国民が快適・安全・健全に自らの心身を鍛え、健康の保持増進を図っていくことを支援するために、心理面・精神面を含めた科学的な知見を踏まえた指導・育成及び普及活動などを行い、バレエボール等スポーツ活動に貢献する組織の構築をめざす。

いまや個人、地域においては多様なバレエボール等スポーツが広く国民の生活の一部として定着し、地域の活性化に繋がり、バレエボール等のスポーツ活動そのものが文化を担う重要な要素となってきた。国際的な点

も含めて活動を支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 コモディイイダ幸町店

二 店舗所在地 板橋区幸町二十二番一号

三 設置者名 株式会社コモディイイダ

四 意見

ア 聴取者 板橋区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十一月二十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十二月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 スーパーオザム足立保木間店

イ 店舗所在地 足立区保木間一丁目二十二番九ほか

ウ 設置者名 有限会社谷古宇商事不動産部

(二)ア 店舗名 (仮称)オーケー西府店

イ 店舗所在地 府中市本宿町(西府土地地区画整理事業内十三街区一区画)

ウ 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

(三)ア 店舗名 (仮称) nonowa国立WEST

イ 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地十七ほか

ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

(四)ア 店舗名 (仮称)ドン・キホーテ板橋志村店

イ 店舗所在地 板橋区志村三丁目三十二番十六号

ウ 設置者名 志村産業株式会社

(五)ア 店舗名 イオン東雲ショッピングセンター

イ 店舗所在地 江東区東雲一丁目九番十号

ウ 設置者名 イオンリテール株式会社

(六)ア 店舗名 二子玉川ライズ・ショッピングセンター

イ 店舗所在地 二子玉川ライズ・ドッグウッドプラザ、二子玉川ライズ・オーク

モール

世田谷区玉川二丁目二十一番一号ほか

イ 店舗所在地

<p>五 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時まで。</p>	<p>四 縦覧期間</p> <p>平成二十七年十二月四日から平成二十八年一月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>三 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>(二) 意見の通知日</p> <p>平成二十七年十一月十一日</p>	<p>(一) 概要</p> <p>一(一)から(十)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p>	<p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ウ 設置者名 株式会社コモディイイダ</p> <p>イ 店舗所在地 板橋区宮本町五十三番四号</p> <p>イ 店舗所在地 八王子市打越町三百三十五番地一ほか</p> <p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>(十) 店舗名 コモディイイダ宮本町店</p>	<p>(九) 店舗名 京王ストア北野店</p> <p>イ 店舗所在地 八王子市打越町三百三十五番地一ほか</p> <p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>(十) 店舗名 コモディイイダ宮本町店</p>	<p>(八) 店舗名 豊洲ショッピングセンター</p> <p>イ 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社LIXILピバ</p>	<p>(七) 店舗名 イオン東久留米店</p> <p>イ 店舗所在地 東久留米市南沢五丁目十七番六十二号</p> <p>ウ 設置者名 イオンリテール株式会社</p>	<p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名</p>	<p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名</p>	<p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名</p>	<p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名</p>	<p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名</p>	<p>ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか二十一名</p>	<p>でを除く。</p>

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001